

平成 30 年度 国保事業費納付金等仮算定結果の概要

1 仮算定の実施条件

- ・ 10 月下旬に国から示された仮係数により，平成 30 年度の納付金額等を仮算定したもの。
- ・ 平成 30 年度から拡充される公費 1,700 億円のうち，国の指示により 1,500 億円が拡充されたものとして算定している。
- ・ 保険給付費は，療養の給付や療養費，高額療養費等の区分ごとに，過去 5 年間の伸び率などから推計した。この結果，保険給付費の総額では，平成 28 年度比で+3.82%となった。

2 仮算定結果の概要

○納付金の額 県計 約 968 億円

○保険料で集めるべき額 県計 約 859 億円

平成 29 年度保険料必要額との比較

- ・ 市町村ごとの総額 増加市町村： 5 市町村，減少市町村： 3 9 市町村
(平均増加額 27 百万円，最大増加額 96 百万円)
- ・ 一人当たり額 増加市町村： 3 3 市町村，減少市町村： 1 1 市町村
(平均増加額 2,462 円，最大増加額 3,117 円)

○納付金の仕組を導入することによる市町村負担の急激な増加を避けるため，県の公費などにより約 41 億円の財政措置を行う。

3 今後の算定スケジュール

平成 29 年 12 月末 国より確定係数の提示 (予定)

平成 30 年 1 月上旬 一般被保険者分の納付金額算定終了
退職被保険者分の納付金額算定開始

平成 30 年 1 月下旬 納付金額算定終了

国保事業費納付金等の算定方法

1 算定方法の考え方

- 茨城県国民健康保険制度移行準備委員会委員の意見を踏まえ、市町村ごとの医療費水準（全国の平均的な年齢構成であった場合の水準に補正）と所得水準を反映した算定方法することで、市町村と合意
 - 同じ所得水準であれば、市町村ごとの医療費水準に応じた保険料水準となる。
- 医療費適正化などの保険者機能が発揮されやすい算定方法
 - 保健事業費やその成果（医療費の適正化）が、当該市町村の保険料に反映される。

2 算定方法

<p>①納付金算定基礎額の算出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県全体の保険給付費や県に交付される公費等から算出 																			
<p>②各市町村の納付金額の算出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮して按分 ・ 高額医療費負担金や地方単独事業の減額調整額等を加減算 																			
<p>③保険料必要総額の算出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村に交付される特別調整交付金分や県繰入金2号分の公費を減算 ・ 市町村の方針により水準に差が生じる保健事業、葬祭費、直診勘定繰出金等の費用を加算 																			
<p>④標準保険料率の算出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標準的な保険料収納率で割り戻して賦課総額を算出 ・ 賦課総額から保険料率を換算 	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A市</th> <th>B市</th> <th>C村</th> <th>...</th> <th>Z町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割率</td> <td>○%</td> <td>□%</td> <td>▲%</td> <td>...</td> <td>■%</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>△円</td> <td>●円</td> <td>◇円</td> <td>...</td> <td>◎円</td> </tr> </tbody> </table>		A市	B市	C村	...	Z町	所得割率	○%	□%	▲%	...	■%	均等割額	△円	●円	◇円	...	◎円
	A市	B市	C村	...	Z町															
所得割率	○%	□%	▲%	...	■%															
均等割額	△円	●円	◇円	...	◎円															